

伊那市文化財保存活用地域計画

令和 6 年(2024 年) 7 月

伊那市教育委員会

例 言

- 1 本計画は、長野県伊那市の文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画です。
- 2 本計画は、令和2年度(2020年度)から5年度(2023年度)に国庫補助「文化庁地域文化財総合活用推進事業補助金(文化財保存活用地域計画作成事業)」を活用して4か年で作成しました。
令和6年(2024年)3月に作成した本計画は、文化庁協議など申請に必要な業務を行い、同年7月19日に文化庁長官の認定を受けました。
- 3 本計画は令和元年度(2019年度)に作成した「伊那市歴史文化基本構想」を基に、地域計画に必要な事項を追加修正して作成しました。
- 4 本計画の作成にあたっては、令和4年度(2022年度)から令和5年度(2023年度)まで「伊那市文化財保存活用地域計画作成協議会」を設置して内容検討を行いました。

表 伊那市文化財保存活用地域計画作成協議会委員

職 名	氏 名	所 属	専門分野・選出区分
委員長	北原 紀孝	伊那市文化財審議委員会	学識経験者(歴史学)
副委員長	江橋 秀久	長野伊那谷観光局	観光関係団体
委 員	中村 國義	伊那部宿を考える会	文化財に関係する団体 伊那地区
委 員	井上 一雄	老松場の丘・古墳公園整備委員会	文化財に関係する団体 東春近地区
委 員	熊谷 友幸	一般社団法人高遠石工研究センター	文化財に関係する団体 高遠町地区
委 員	中村 徳彦	中尾歌舞伎保存会	文化財に関係する団体 長谷地区
委 員	中山 昭	伊那市区長会(令和4年度(2022年度))	行政区の代表
委 員	原 安司	伊那市区長会(令和5年度(2023年度))	行政区の代表
委 員	宮原 晴美	伊那市社会教育委員会議	社会教育委員
委 員	伊藤 正	伊那商工会議所(令和5年(2023年)6月まで)	商工関係団体
委 員	平澤きよ美	伊那商工会議所(令和5年(2023年)7月から)	商工関係団体
委 員	北山ひろみ	伊那市文化財審議委員会	学識経験者(地域文化)

- 5 本計画は、文化庁文化資源活用課の指導・助言及び、長野県教育委員会の助言を受け、伊那市教育委員会生涯学習課が作成しました。

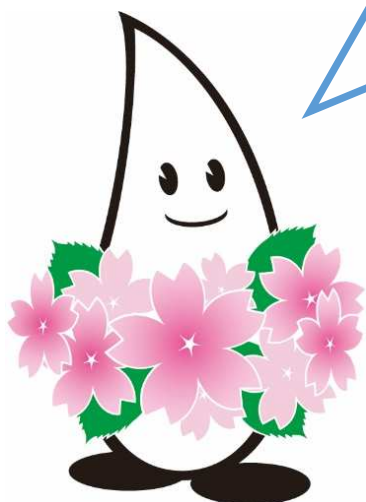
目 次

序 章 伊那市文化財保存活用地域計画作成にあたって.....	1
1 計画作成の背景と目的.....	1
2 計画期間.....	2
3 地域計画の位置付け.....	3
4 本計画での文化財と歴史文化資源の定義.....	14
第1章 伊那市の概要.....	16
1 位置・地勢.....	16
2 自然的環境.....	18
3 社会的環境.....	21
4 伊那市の歴史.....	26
第2章 伊那市の歴史文化資源の概要.....	46
1 文化財の指定・登録などの状況.....	46
2 指定等文化財の特徴.....	51
3 未指定の歴史文化資源の状況.....	59
4 未指定の歴史文化資源の特徴.....	60
5 指定等文化財の管理方法.....	62
6 埋蔵文化財包蔵地の状況.....	63
7 南アルプスユネスコエコパークの状況.....	71
8 南アルプス(中央構造線エリア)ジオパークの状況.....	73
第3章 伊那市の歴史文化の特性.....	77
1 歴史文化資源の分布状況.....	77
2 地域別の歴史文化の特性.....	78
3 伊那市の歴史文化の特性.....	100
第4章 歴史文化資源に関するこれまでの取組.....	103
1 伊那市の歴史文化資源の把握.....	103
2 歴史文化資源の保存・活用の現状.....	114
第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する基本理念.....	120
第6章 歴史文化資源の保存・活用に関する基本目標と課題.....	121
1 歴史文化資源の保存・活用に関する基本目標.....	121
2 基本目標に基づく課題.....	123
3 基本目標に基づく方針.....	125
4 地域ごとの保存・活用の考え方.....	130
第7章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置.....	133
第8章 関連文化財群.....	141
1 関連文化財群に関する事項.....	141
2 関連文化財群1.....	143

3 関連文化財群2	150
4 関連文化財群3	156
5 関連文化財群4	165
6 関連文化財群5	175
第9章 地域区分と保存活用重点区域の設定と方針	182
1 保存活用重点区域の設定と保存・活用の方針	182
2 伊那地域の保存活用重点区域	183
3 高遠町地域の保存活用重点区域.....	189
4 長谷地域の保存活用重点区域	195
第10章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制	198
1 保存・活用に関わる主体とその役割.....	198
2 計画の推進体制.....	200
3 歴史文化資源の防犯・防災に関する方針	204

わたしは水の妖精『イーナちゃん』！
みんなを元気にすることが特技なんだ。
伊那市のことはわたしに任せてね。
わたしがこの計画のことをやさしく説明するね！

「文化財」とは、私たちの祖先によって守り、
伝えられてきた宝物のことだよ。



序 章 伊那市文化財保存活用地域計画作成にあたって

この計画には、伊那市にある全ての文化財(昔から伝わる宝物)を守り、伝えていくための考え方や、守り伝えていくために、これから取り組もうとすることを書いていきます。ここでは、なぜ今、この計画を作ることになったのか、まとめました。



1 計画作成の背景と目的



文化財は、一度なくなってしまうと二度と元に戻りません。何が大切かを知り、上手に利用しながら、失わずに守り、未来に伝えていくために、この計画を作りました。

平成 18 年(2006 年) 3 月 31 日、伊那市・^{い な し}高遠町・^{た か と お ま ち}長谷村の 3 市町村が合併し、新「伊那市」として歩み始めた伊那市は、「旧宿場で商工業の盛んな伊那」、「旧城下で史跡とタカトオコヒガンザクラの高遠」、「南アルプスの自然と豊かな民話伝承の長谷」という、それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを進めてきました。

長野県の南部に位置する伊那市は、南アルプス(^{あかいし}赤石山脈)と中央アルプス(^{き そ さんみやく}木曽山脈)の 2 つのアルプスに抱かれ、市内には^{て ん り ゅ う が わ}天竜川や^{み ぶ が わ}三峰川など幾筋もの河川が流れています。自然豊かで歴史と文化を育んできた市域には、古くは旧石器時代の遺跡をはじめとする各時代の遺跡があるほか、歴史的な建造物、古文書、石造物、寺社祭礼に伴う風俗慣習や民俗芸能、当地特有の地形、地質、動植物など、有形・無形、指定・未指定を問わず様々な文化財があります。これらは地域の住民が中心となり代々受け継いできたもので、伊那市の大切な財産です。

しかし、文化財の存在やその価値を多くの市民が共有できているとは言えませんし、文化財自体の活用が十分に図られてもいません。さらに、社会環境の変化や少子高齢化の進行、人口減少に伴う地域コミュニティの衰退などにより、文化財を未来に伝えていくことが困難になってきています。

こうした状況を踏まえ、伊那市では、市民一人ひとりが文化財を「大切な財産」として受け止めた上で、行政と地域が一体となって文化財を保存・活用・継承に取り組もうと考え、令和 2 年(2020 年) 3 月に「伊那市歴史文化基本構想」を策定し、その方向性をまとめました。

一方で、平成 31 年(2019 年)に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律(改正文化財保護法)」が施行され、文化財の保存・活用に関する総合的な計画、「文化財保存活用地域計画」が、法律に基づく認定計画として制度化されました。今回伊那市では、市の様々な施策と連携しながら、より計画的に文化財保護施策を推進するために、「伊那市歴史文化基本構想」を見直し、具体的な措置を新たに加えた「伊那市文化財保存活用地域計画」(以下、「本計画」と略す)を文化財保護法第 183 条の 3 に基づき作成しました。

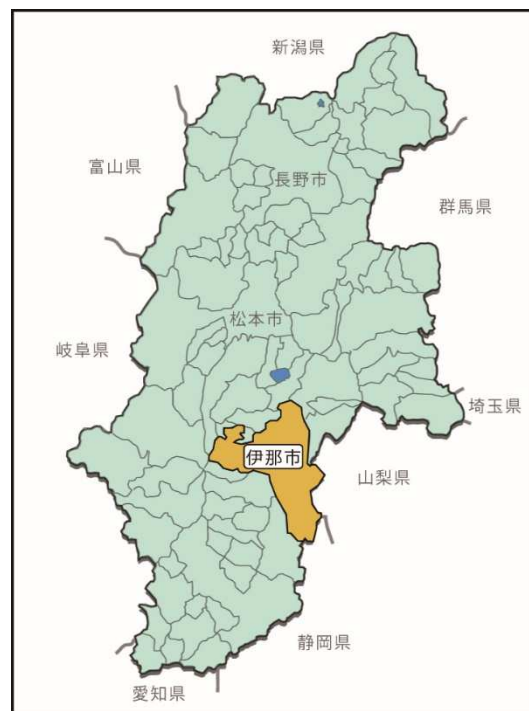


図. 伊那市の位置

2 計画期間



この計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)までです。10年間で3つに分けて、それぞれの期間の終わりには、それまでに行ってきたことを振り返ります。

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)までの10年間とします。

計画期間内に実施する事業は、実施時期を明確にするため、計画期間内を前期、中期、後期の3期に区切り、それぞれの時期に位置づけます。

前期、中期、後期の具体的な期間設定は、上位計画である「第2次伊那市総合計画」が令和10年度(2028年度)で終了することから、これに合わせて令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までを「前期」とし、その後、令和11年度(2029年度)から令和13年度(2031年度)までを「中期」、令和14年度(2032年度)から令和16年度(2034年度)までを「後期」とします。それぞれの期間の最終年度には、実施状況の検証を行い、必要に応じて事業内容の見直しを行います。

また、「後期」には次期計画に反映するため、事業の成果と課題を整理します。

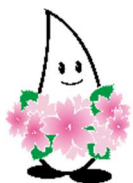
計画期間中に本計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官に変更の認定申請を行います。認定申請が必要となる変更は、次に掲げるものです。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更は、長野県と文化庁に報告するものとします。

令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)
伊那市文化財保存活用地域計画									
前期			中期			後期			
		検証・見直し▲			検証・見直し▲			検証・次期計画へ▲	
第2次伊那市総合計画									
第2次伊那市伊那市生涯学習基本構想									
前期			後期						

3 地域計画の位置付け



伊那市には、市の目標を決めた「第2次伊那市総合計画」をはじめ、色々な分野に関わる計画があります。

これらの計画と食い違わないようにするためにも、他の計画では歴史文化のことをどのように書いているのか確認します。

本計画は、「第2次伊那市総合計画」（計画期間：令和元～10年度（2019～2028年度））を上位計画とし、伊那市の歴史文化資源の保存・活用・継承のためのマスタープランとして位置付けます。

また、すでに策定済みの市内の指定等文化財に関わる個別計画の内容を反映するほか、関連する7つの計画から歴史文化に関わる共通の目標や方針を把握し、連携・整合を図るとともに、資源と密接に関わる様々な歴史資料を活用して、本計画を作成しました。

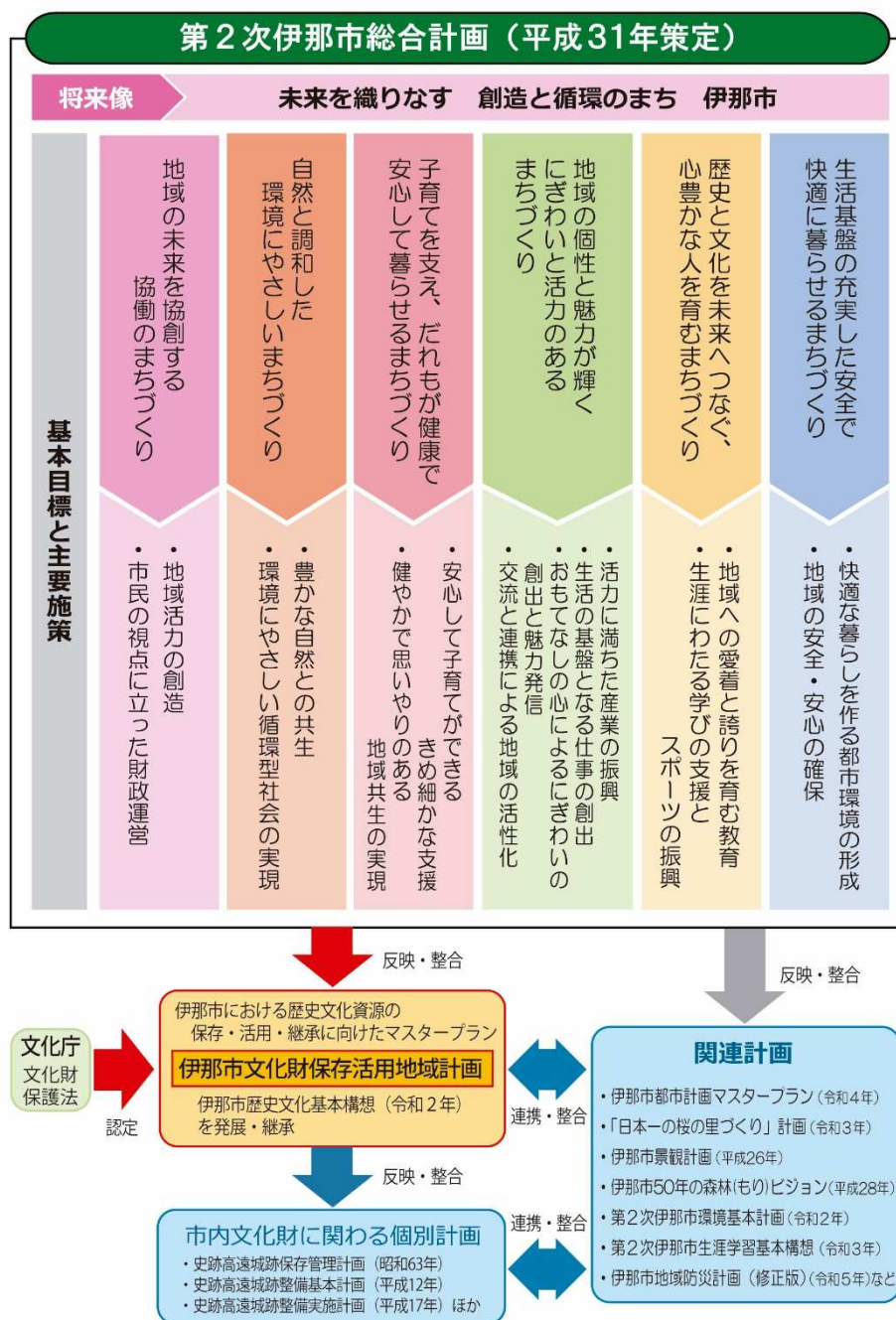


図. 地域計画の位置付け （参考：『第2次伊那市総合計画 基本構想・前期基本計画・前期土地利用計画』平成31年（2019年））

3-1 第2次伊那市総合計画

平成31年(2019年)3月策定の「第2次伊那市総合計画」(計画期間:令和元~10年度(2019~2028年度))は、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針となる計画で、将来にわたり持続可能で輝かしい伊那市の未来を築くため「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」を将来像としています。この計画では、この将来像を実現するため、前期、後期の各5年間に分けて基本計画を立案し、施策を展開することとしています。本計画はこの「第2次伊那市総合計画」の前期基本計画(計画期間:令和元~5年度(2019~2023年度))に沿って作成するものとします。

前期基本計画では、基本目標「歴史と文化を未来へつなぐ、心豊かな人を育むまちづくり」を達成するための主要施策と展開方針を次のように定めています。

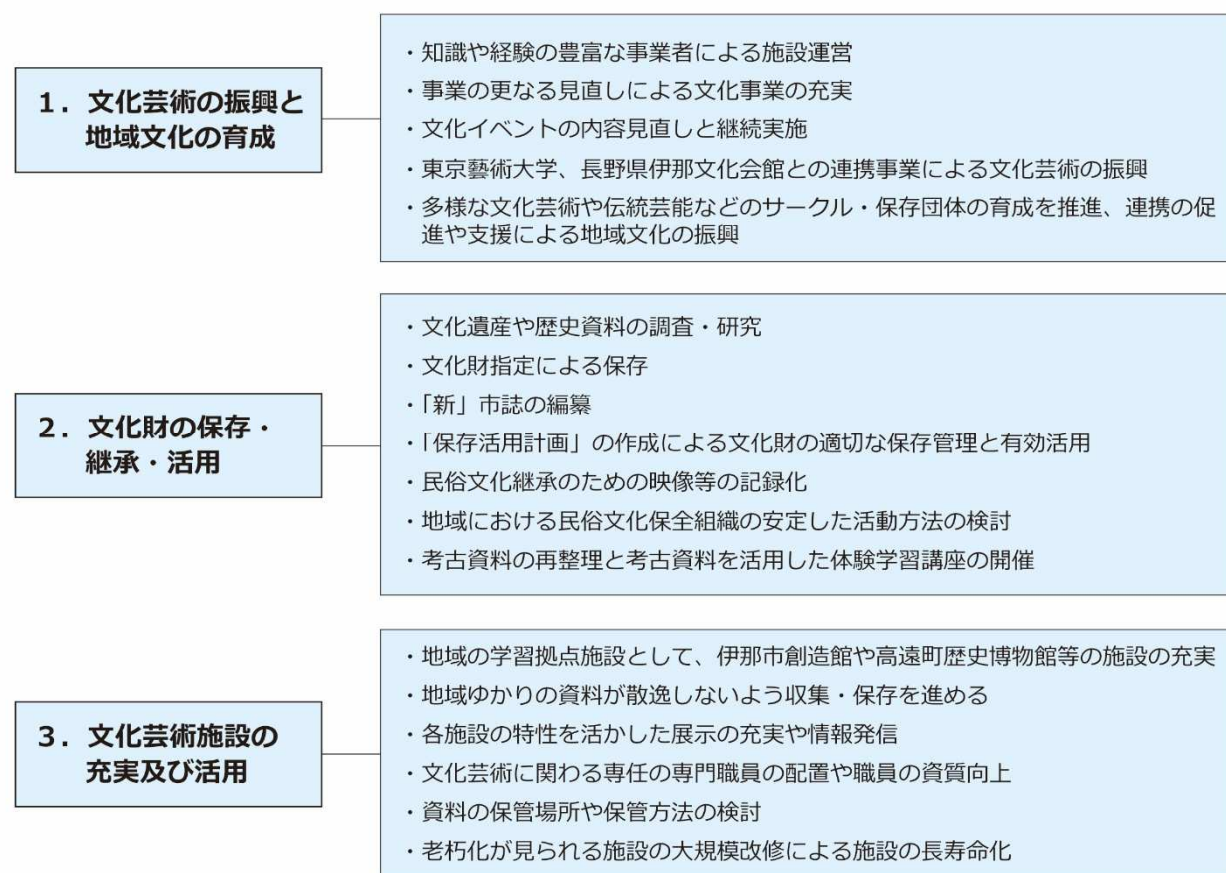


図. 文化・芸術の施策と展開方針

(参考:『第2次伊那市総合計画 基本構想・前期基本計画・前期土地利用計画』平成31年(2019年))

3-2 伊那市都市計画マスタープラン

平成 21 年(2009 年)に策定し、令和 4 年(2022 年)に改定した伊那市都市計画マスタープランは、伊那市がまちづくりを進めていくための基本的な方針を示したものです。

このプランが^{うた}謳う将来都市像は「歴史と文化を大切にし、人と自然にやさしく環境と調和する活力に満ちた、創造と循環のまち」です。将来像を実現するための都市づくりの目標の 1 つに「地域の特性を活かした個性豊かなまちづくり」があり、その基本的な考え方として「市内の各地域が有する個性的な自然、歴史的・文化的資源については、保全するとともに、観光産業を含む産業及び地域や市の活力に繋がるものとして最大限に活かし、人の流れと活力を生み出す、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進める」としています。

また、分野別の基本方針の「景観形成の基本方針」では、景観を構成する重要な要素として「南アルプス、中央アルプスの緑豊かな山岳、両アルプスからの清流を集める数多くの支流、シンボリックな景観を形成している森林や段丘緑地、広大な農地等」を挙げ、さらに「かつての宿場町や城下町の面影を残す街並みや、市内に点在する城跡、寺社などの歴史的建造物もまた、周辺の植栽や桜などとともに景観を構成する重要な要素」としています。そして、「これらの自然的要素や、歴史的・文化的資源により形成される景観をかけがえのない市民共通の財産として守り育て、豊かな自然環境と調和した都市景観を形成することにより、ゆとりや潤いのある豊かで快適な環境の実現と、地域の活性化、地域の個性創出を図る」としています。

◆計画の体系◆

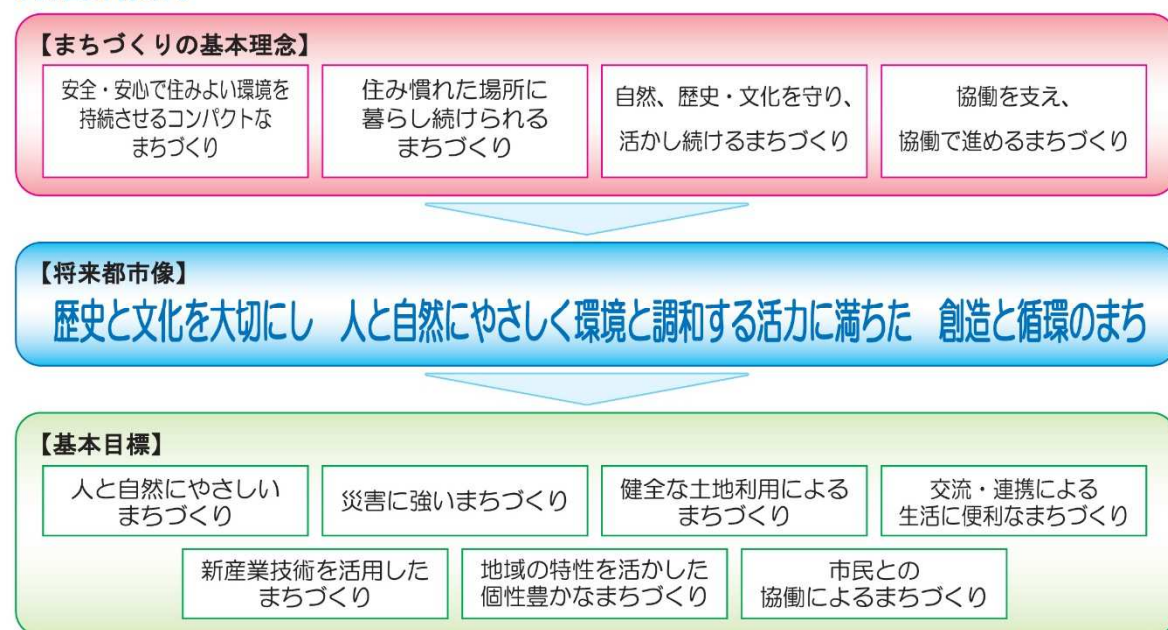


図. まちづくりの基本理念・将来都市像・基本目標 体系図

(参考：『伊那市都市計画マスタープラン』令和 4 年(2022 年))

3-3 「日本一の桜の里づくり」計画

平成23年(2011年)3月策定の「日本一の桜の里づくり」計画は、旧高遠町が進めてきた桜からのまちづくりを受け継いで、市内に数多くある桜をまちづくりに活用し、絶えることなくいつまでも多くの人々に愛される桜の里を目指すための計画です。

市内には高遠城址公園、春日公園、伊那公園、六道の堤、三峰川堤防などの桜の名所があるほか、地域の公民館、学校、堤防などにも多くの桜が植えられており、「さくら」を「伊那市の花」としています。

基本理念は「日本一の桜の里づくり」、将来像は「桜を愛し、育み、親しむ桜の里」であり、将来像を実現するために5つの基本目標を定めています。

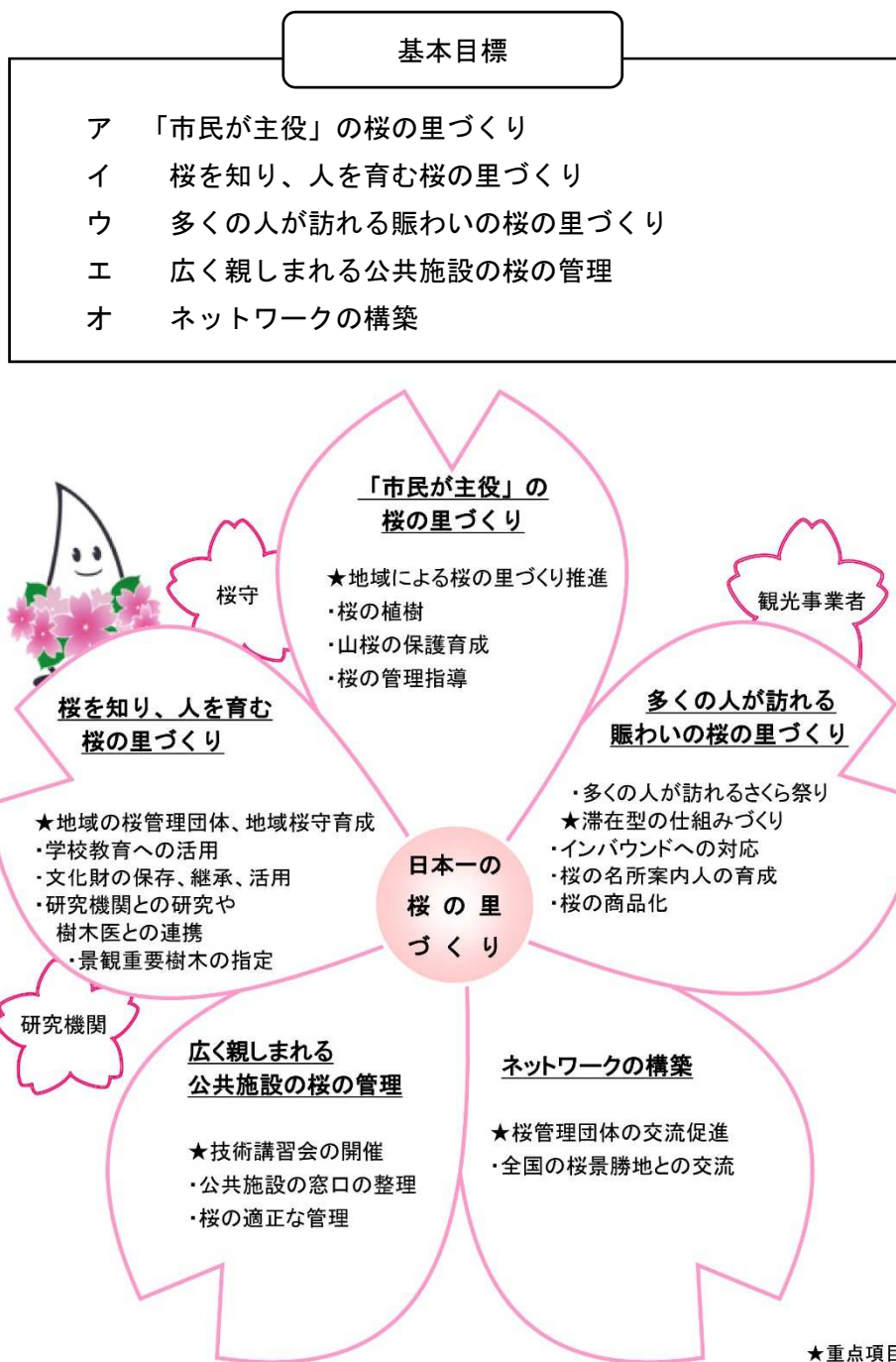


図. 「日本一の桜の里づくり」計画 体系図

(参考：『「日本一の桜の里づくり」計画』令和3年(2021年)改訂(2011年))

3-4 伊那市景観計画

平成 26 年(2014 年) 2 月策定の「伊那市景観計画」は、景観法(平成 16 年(2004 年)法律第 110 号)に基づき、伊那市らしい良好な景観を守り育てるために必要な目標や、目指す方向を明らかにしたものです。伊那市らしい景観とは「東西の雄大なアルプスに抱かれ、天竜川、三峰川をはじめとする多くの清流の恵みを受けて広がる田園と集落、まち並みや城下町、宿場町、古の街道、美しき四季の移ろい」とし、それらを守り育てるための「良好な景観の形成に関する方針」として 4 つの面(市街地、田園、山林・森林、山岳・自然公園)と 3 つの軸(沿道、河川、河岸段丘)に分け、それぞれに景観形成の方針を示しています。良好な景観の形成に向けて、市民・事業者・行政の協働による景観形成の実現を目指しています。

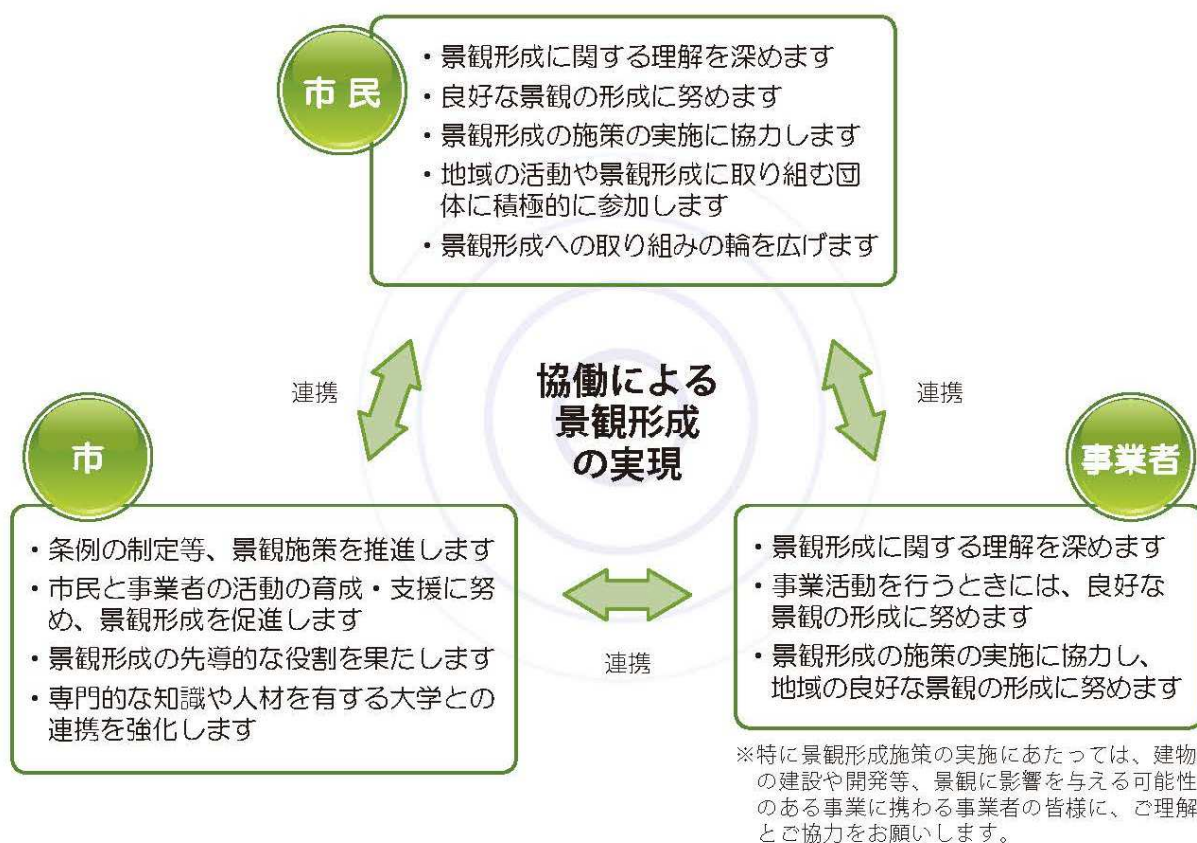


図. 協働による景観形成の実現 (出典：『伊那市景観計画』平成 26 年(2014 年))

3-5 伊那市 50 年の森林(もり)ビジョン

平成 28 年(2016 年) 3 月策定の「伊那市 50 年の森林(もり)ビジョン」は、「自然共生都市」を発展させるためのビジョンです。近年の集中豪雨などによる山地災害の発生やニホンジカなどによる食害、松くい虫による病虫害など、取り巻く環境に課題が多くなっている森林・林業を改めて考えて、森林を次世代に、健全で豊かに発展的に引き継ぐことを目的としています。

この中で、伊那市の森林・林業を取り巻く課題に対するビジョン目標の 1 つとして、「生物多様性についての教育の推進とエコパーク・ジオパークエリア等でのレクリエーションの活発化」を挙げています。

- ・資源構成(森林資源・環境資源・人材資源)
- ・林業活動エリアと保全エリア(環境・防災)の区分
- ・人材育成
- ・木材の活用(他産業との連携)
- ・産業(農業と林業複合体) ⇄ 木材産業 ⇄ 市民(地域発信) ⇄ 産業への循環



図. 森林・林業を取り巻く課題 (参考：『伊那市 50 年の森林(もり)ビジョン』平成 28 年(2016 年))

山(森林)が富と雇用を支える50年後の伊那市

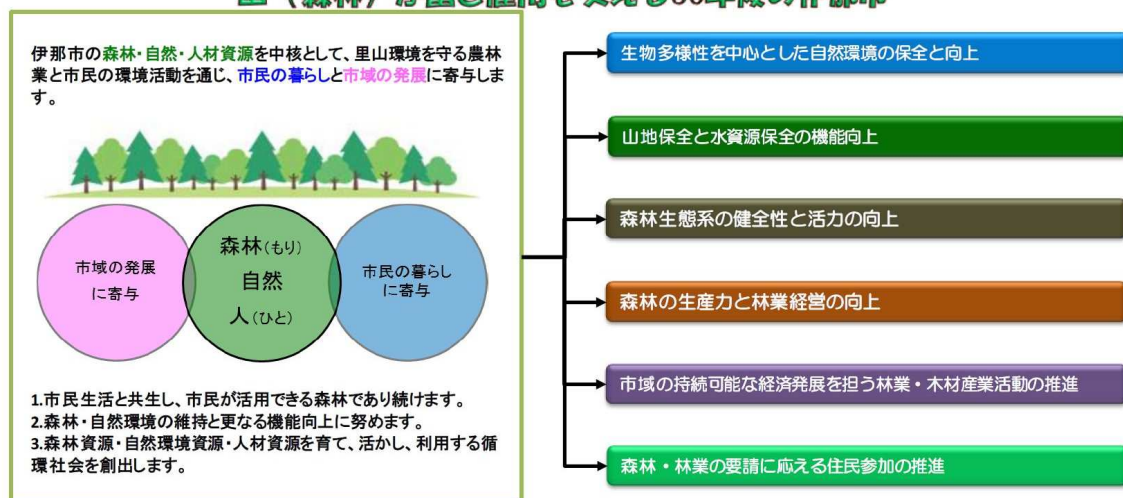


図. 理念と目標

(出典：『伊那市 50 年の森林(もり)ビジョン』平成 28 年(2016 年))

3-6 第2次伊那市環境基本計画

令和2年(2020年)3月策定の「第2次伊那市環境基本計画」(計画期間:令和2~12年度(2020~2030年度))は、「第2次伊那市総合計画」に掲げる将来像の実現に向けた、自然環境、生活環境分野の個別計画です。

アルプスを源とする清らかな水と澄み切った空気、広大で多様な森林といった豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政が連携し、知恵を出し合う中で、自然との調和と環境の保全を図り、暮らしやすい環境の実現を目指すものです。

広大な森林が生み出す木材や豊富な水といった地域資源が、新たなエネルギーを生み、地域内で消費されることにより再び森林などの整備保全につながるという、自立的な地域内循環の実現に向けての取組を挙げています。

目指すべき姿

「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」

推進主体と個別目標

3つの主体(市民、事業者、行政)が4つの基本目標に向かって取り組みます。

基本目標
【豊かな自然との共生】 伊那市のシンボルである河川や山岳、森林環境の保全に取り組むことで、生物多様性をはじめとする、豊かな自然環境を次代に引き継ぎます。 【環境にやさしい循環型社会の実現】 地球環境を意識した取組により、温室効果ガスの排出を減らし、再生可能エネルギーの導入をすすめ、環境にやさしい循環型社会の構築を目指します。 【快適な暮らしを創る都市環境の形成】 限りある資源を有効に活用するために、ごみの減量化や資源化、脱プラや食品ロスの削減などに努め、快適な住環境を保つ取組を推進していきます。 【持続的な環境保全に向けて】 環境教育の機会を設けることで、一人一人が生活環境や地球環境を考え、環境問題の解決に向け、行動していく社会の構築を目指します。

重点プロジェクトのポイント

第2次環境基本計画では、4つの基本目標に加えて、特に取り組むべき3つの重点プロジェクトを設定しています。

伊那から減らそうCO₂!!~低炭素社会の実現に向けて~

地域資源(森林資源)である木質バイオマスを活用することで、森林環境の保全と有効活用からCO₂削減を図り、あわせて省エネ・節エネに取り組みます。

すすめようプラごみの削減~使い捨てプラから代替製品へ~

世界的な海洋汚染などプラスチックごみが環境に及ぼす影響が、大きな問題となっています。より良い環境を維持するため、プラスチックごみの削減やリサイクルを推進します。

はじめよう食品ロスの削減~ムダのないライフスタイルの実践~

日本では、年間2,759万トン(H28)の食品廃棄物等が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品ロスは643万トンで、その削減は喫急の課題であり、食品ロスがない社会を構築します。

(参考:『第2次伊那市環境基本計画』令和2年(2020年))

この「第2次伊那市環境基本計画」では、基本目標の1つとして「豊かな自然との共生」が設定されています。その実現のための個別目標「山岳環境の保全」に対する課題として、山岳環境の保護と活用に向けた、ユネスコエコパーク・日本ジオパークの取組を今後も継続する必要があること、登山道や標識などの整備や登山者のマナー向上のための啓発活動が必要であることなどを挙げています。山岳域の希少な動植物が保護され、共存している姿を目指して、市民・事業者はジオパークの講座を受けるなど山岳の成り立ちを学ぶことに努めること、行政はユネスコエコパークに指定されている南アルプスの、^{かくしん}核心地域・^{かんしょう}緩衝地域・移行地域の3つの役割を踏まえ、適切な管理や活用などに取り組むこととしています。

ユネスコエコパークの3つの機能

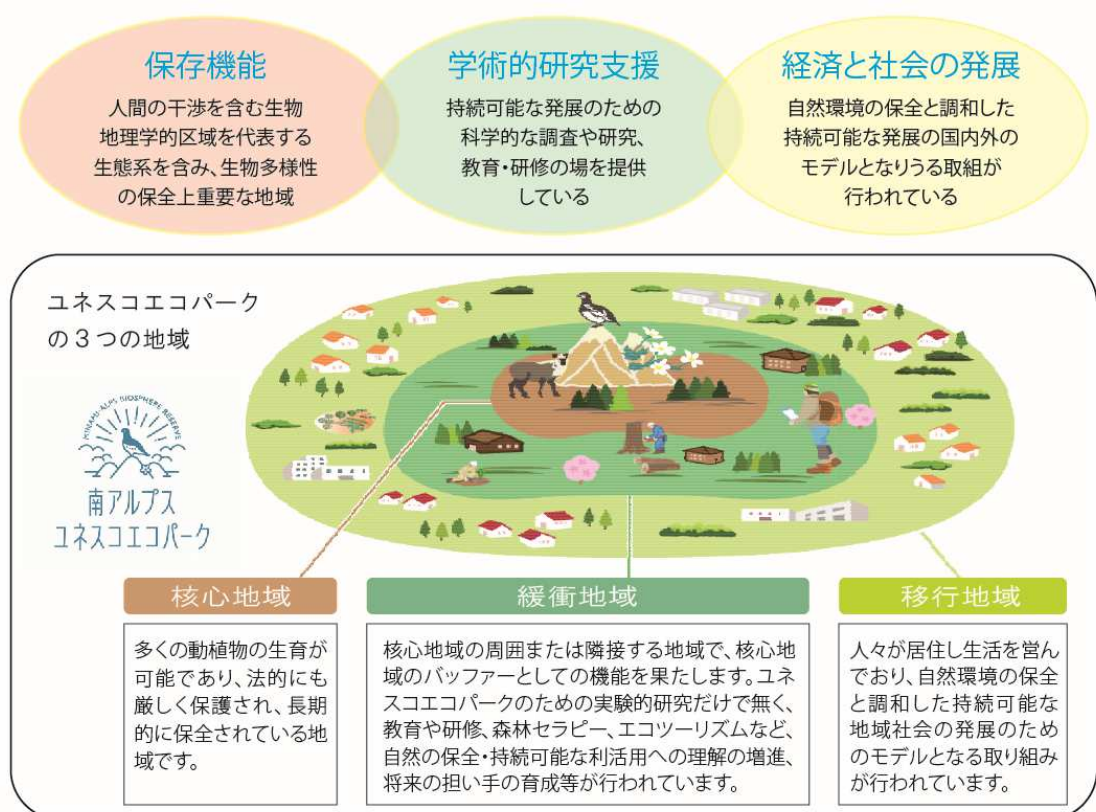


図. ユネスコエコパークの3つの機能と3つの地域

(参考：『伊那市環境基本計画(中間見直し版)』平成27年(2015年))



特 色

日本列島の土台を作っ
た「プレートの沈み込
み」にまつわるさまざ
まな現象を一挙に観察
することができます。

基本理念

存在する地質遺産を住民、地域、行政等が協力して保全するとともに、教育・学習
への活用、地域の歴史・文化・観光資源と有機的に連携させ、魅力的なジオツーリ
ズムを構築することにより、地域振興を図ります。

- ア 調査・保護・整備活動 ～次世代のために地質や自然を守る～
- イ 学習活動 ～地域資源を学ぶ多様なプログラム～
- ウ ジオツーリズム ～交流による賑わいの創出～
- エ 地域振興 ～地域の活力を導き出し地域を活性化～
- オ 運営組織

図. 南アルプス(中央構造線エリア)ジオパークの特色と基本理念

(参考：『伊那市環境基本計画(中間見直し版)』平成27年(2015年))

3-7 第2次伊那市生涯学習基本構想

令和3年(2021年)3月策定の「第2次伊那市生涯学習基本構想」(計画期間:令和3~12年度(2021~2030年度))は、「第1次伊那市生涯学習基本構想」の成果を引き継ぐとともに、日々変化する社会情勢に対応するための、伊那市の生涯学習に関する総合的な指針です。

基本理念を「歴史と文化を未来へつなぎ、誰もが心を豊かに育んでいく」と設定し、心の豊かさや生きがいを見いだせる社会づくりのため、地域の自然や歴史、文化、伝統を学べるよう、地域を取り巻く様々な主体が一体となり、人間性に満ちた人づくり、互いに助け合い協力し合う人づくりを進めます。また、これまでに育まれてきた地域文化を将来に伝えるとともに、年齢や職業の枠を越えたあらゆる人々の生涯学習の充実を図ります。

特に本計画に関連する施策としては、「基本施策1 学習活動の推進」において、「①伝統文化の伝承」、「②文化財の保護・活用」が挙げられています。「①伝統文化の伝承」では、保護・活用を図る地域団体が開催する学習会への市民参加、子ども達を対象とした伝承活動を促進するなど、7つの施策の方向が示されています。「②文化財の保護・活用」では、文化財の保存・活用に対する市民・保存団体への支援や、文化施設を中心として市有文化財の保存・展示を行い次世代への活用を図ることとしています。

本計画は、この「第2次伊那市生涯学習基本構想」の取組と連携を進めます。

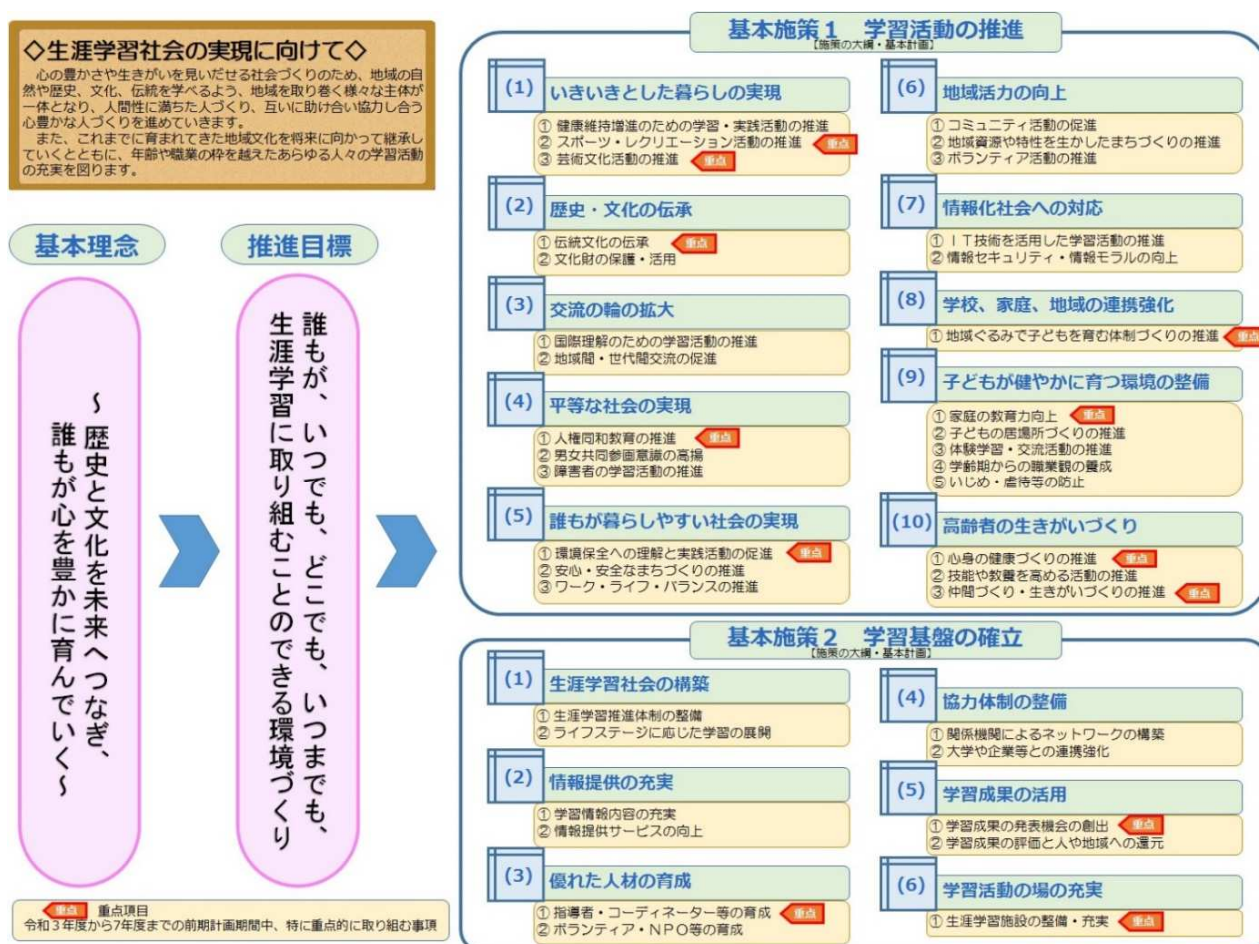


図. 生涯学習の基本理念・目標・各種施策 体系図

(参考:『第2次伊那市生涯学習基本構想』令和3年(2021年))

3-8 伊那市地域防災計画(修正版)

令和5年(2023年)3月策定の「伊那市地域防災計画(修正版)」は、災害対策基本法に基づき伊那市防災会議が作成した計画です。市町村や防災関係機関、住民・事業者などがそれぞれの責務を認識し、災害予防や災害応急対策と災害復旧を実施することによる土地の保全と住民の生命、財産などを災害から保護することを目的としています。

この中で、災害発生時の文化財に関する項目としては、「文化財が被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保し、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急処置を行うこと」や「市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急処置、その他必要事項について県教育委員会に報告すること」を挙げています。

また、文化財の災害予防計画は以下のとおりです。

文化財災害予防計画 (第2章 災害予防計画 第23節 建築物災害予防計画による)

- 1 文化財の管理保護は、所有者又は管理責任者が行う。国指定の文化財は文化庁が、県指定の文化財は長野県教育委員会が、市指定の文化財は教育委員会が、必要な指示又は命令を行う。
- 2 有形文化財への被害は、地震災害、風水害、落雷等の災害が予想され、文化財の性質、形態に応じた保全を図る。
- 3 各種文化財の防火を重点に保護対策を推進するため、次の事項を実施する。
 - (1)文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及及び防災力の強化を図るための広報活動の実施
 - (2)所有者に対する管理保護の指導と助言
 - (3)防災施設設置事業の推進、助成措置
 - (4)区域内の文化財の所在把握に努める。
- 4 文化財の所有者に対して、次の事項について、防災対策の徹底を図る。
 - (1)火災予防体制の確立
 - ア 防火管理の整備
 - イ 環境の整理整頓
 - ウ 火災の早期発見と火災警戒の実施
 - エ 火気の使用制限
 - オ 自衛消防組織の確立、訓練の実施
 - カ 火災時の初期消火の徹底
 - (2)消防・防火施設の整備
 - ア 消火施設：消火器、簡易消火用具、消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消火ポンプ等
 - イ 警報設備：自動火災報知設備、漏電警報器、非常警報設備、消防機関への通報設備等
 - ウ その他の設備：避雷装置、消防用水、消防進入通路、防火壁、防火戸等

図. 文化財災害予防計画 (参考：『伊那市地域防災計画』令和5年(2023年)3月修正版)

3-9 市内の指定等文化財に関わる個別計画(史跡高遠城跡に関わる諸計画)

旧高遠町では昭和 63 年(1988 年)3月に「史跡高遠城跡保存管理計画」、平成 12 年(2000 年)3月に「史跡高遠城跡整備基本計画」を策定し、歴史的遺産である高遠城跡の将来的なあり方をまとめ、史跡の保存・活用を図ってきました。平成 18 年度(2006 年度)以降は「史跡高遠城跡整備実施計画」(平成 17 年(2005 年)3月策定)に基づいて、伊那市が旧高遠町の計画を引き継ぎ保存管理、各種調査、遺構の保存整備、公開活用などを行っています。整備の基本認識や事業方針は次のとおりです。

高遠城跡整備の基本認識

1. 遺構の保存、修理
2. 縄張の復元
3. 人々に親しまれてきた景観の保全
4. 史跡の公有地化

図. 史跡高遠城跡整備の基本認識

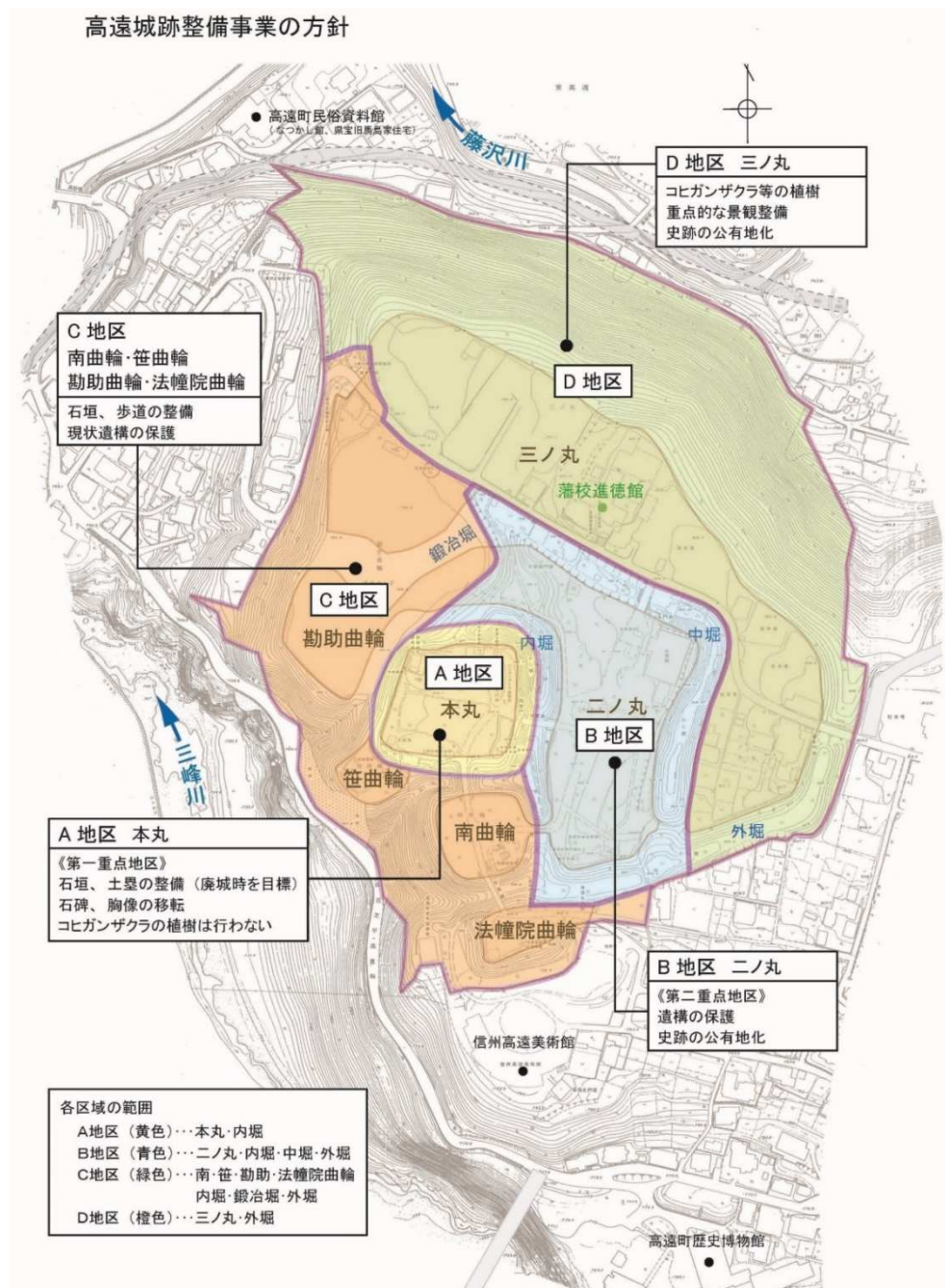


図. 高遠城跡整備事業の方針（参考：『史跡高遠城跡整備基本計画』平成 12 年(2000 年)
『史跡高遠城跡整備実施計画 第二次短期整備計画書』平成 25 年(2013 年)）

4 本計画での文化財と歴史文化資源の定義



法律上の文化財は、建物や絵のように形のあるものや、音楽や踊りのように形のないもの、動植物など、形や中身によって6つに分けられます。この計画では、文化財とされていない、地形や地名なども含めて「歴史文化資源」と呼び、伊那市のことを知る手がかりとします。

文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。文化財保護法によると、「文化財」とは、社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、遺跡、名勝地、動植物のほか、芸能や工芸技術のような「技術(わざ)」、伝統的行事や祭り、あるいは人々の生活や風土と結びついて形成された景観、歴史的な集落・町並みなどのことをいい、右の体系図のようにまとめられます。国や県、市による指定、登録、選定、選択を受けていない、いわゆる未指定のものも「文化財」に含まれ、文化財の保存技術や土地に埋蔵されている「埋蔵文化財」も保護の対象です。

本計画では、より広い視点で地域の歴史文化を捉えるため、上記の文化財などに限らず、伊那市の歴史・文化・風土・特性を今に伝える「人」、「もの」、「こと」（例えば雪形などの自然景観や地名など）を総称して「歴史文化資源」という用語を用い、保存・活用の対象とします。さらには、歴史文化資源の置かれている自然環境や、歴史文化資源を支える人々といった周辺環境を合わせて伊那市の歴史文化が成り立っていると捉え、一体的な保存・活用を目指します。

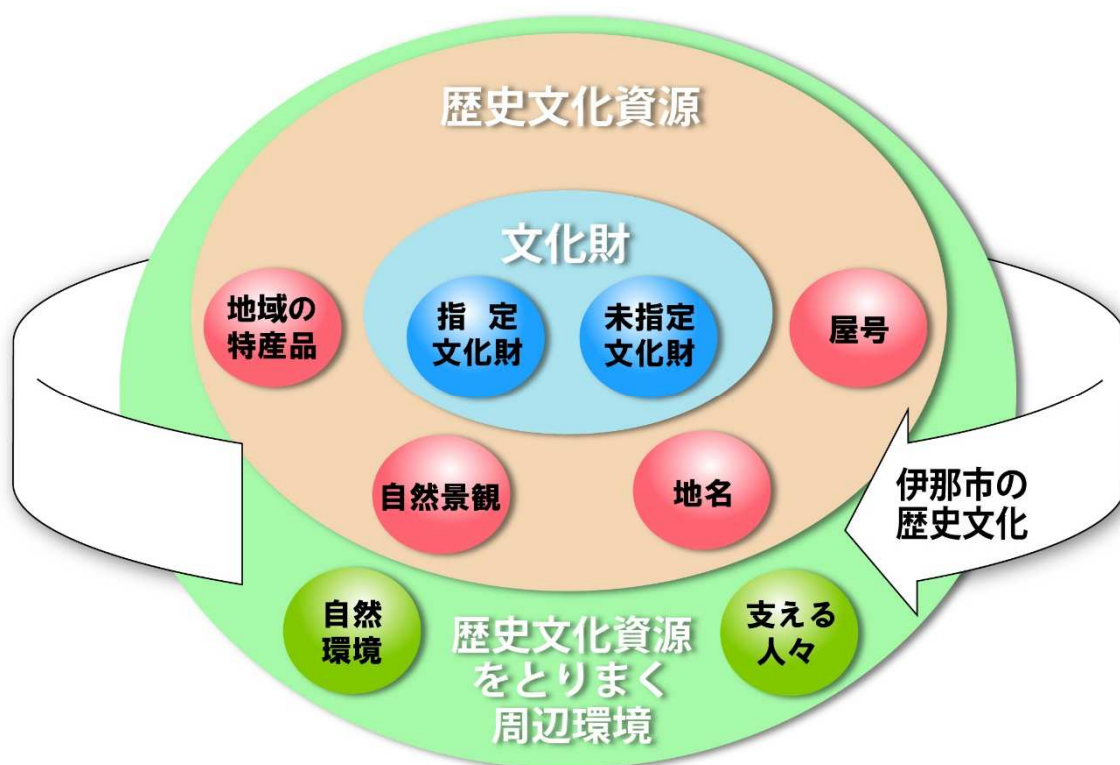


図. 歴史文化資源の対象範囲

文化財の体系図

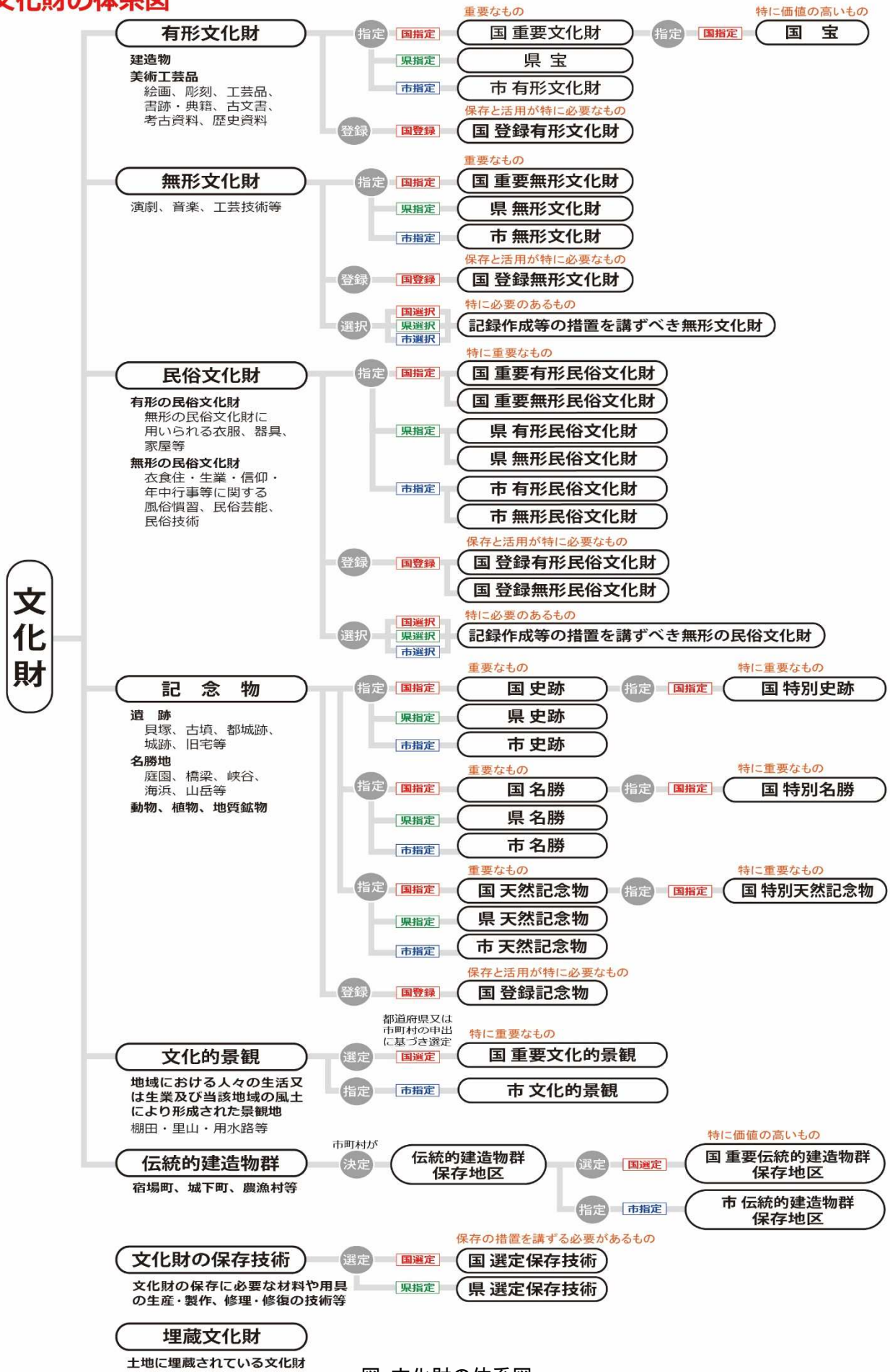


図. 文化財の体系図